

令和3年度

財 政 白 書

令和5(2023)年3月

上三川町企画課

はじめに

この財政白書は、上三川町の令和3年度の普通会計の決算収支、歳入や歳出の状況についての説明資料として、令和3年度地方財政状況調査表を基に作成しています。

目次

1	普通会計決算の概要	
	(1) 令和3年度決算の特徴	1
	(2) 決算収支	2
2	歳入の状況	3
3	歳出の状況	
	(1) 目的別歳出	8
	(2) 性質別歳出	10
4	地方債の状況	13
5	債務負担行為の状況	16
6	積立金の状況	17
7	主な財政指標	
	(1) 標準財政規模	19
	(2) 財政力指数	20
	(3) 経常収支比率	21
	(4) 健全化判断比率等	22

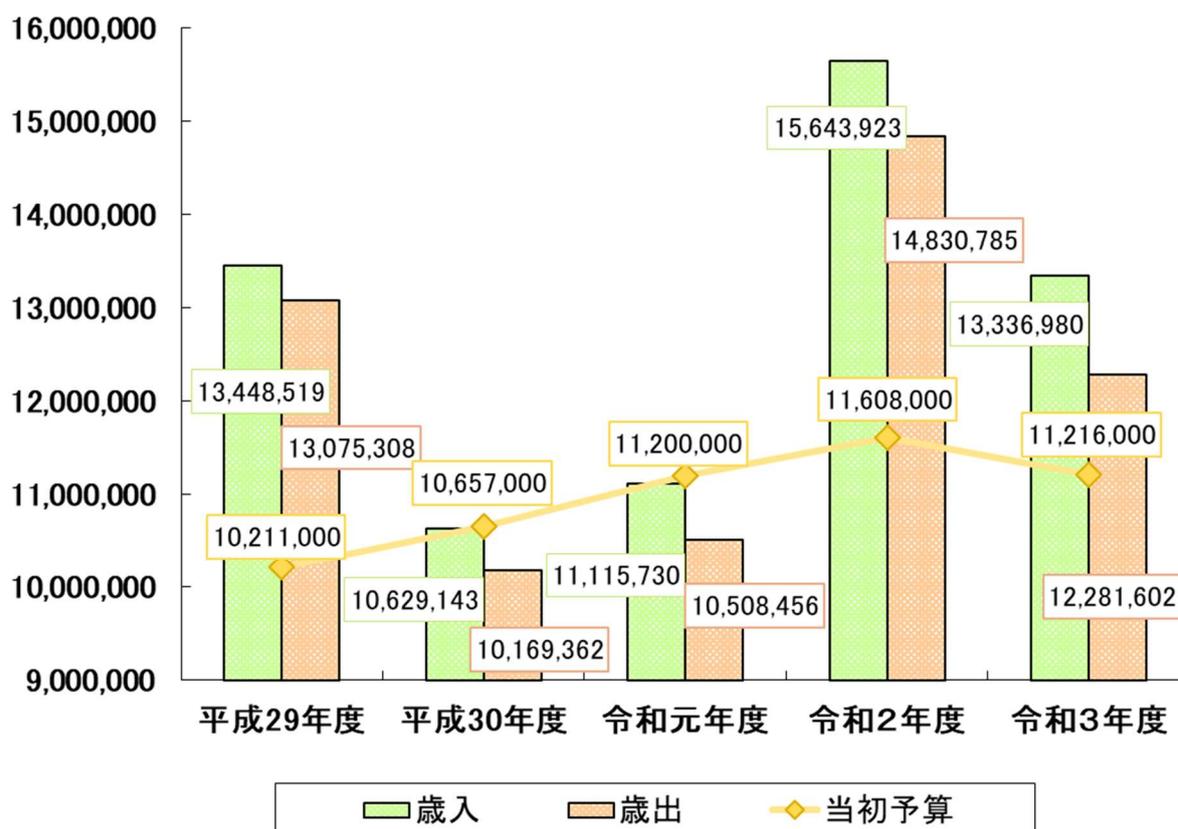
1 普通会計決算の概要

(1) 令和3年度決算の特徴

令和3年度決算は、ワクチン接種事業や子育て世帯及び住民税非課税世帯等への臨時特別給付事業等の増加があったものの、特別定額給付金事業やいちご一会とちぎ国体開催に向けた体育センター改修事業等が令和2年度に終了したことによる減少が大きく、歳入歳出決算額とも前年度比減となっています。

第1図 決算規模の推移

(単位：千円)



ことばの意味

- ★普通会計・・・ 普通会計とは、財政分析に使われる会計の区分で総務省の定める基準です。現在、当町で普通会計に当てはまるものは、『一般会計』のみとなります。
- ★一般会計・・・ 町行政の運営の基本となる会計で、町会計の中心となる会計です。なお、この財政白書上の各数値は、一般会計における集計値となります。
- ★特別会計・・・ 特定の事業を行うために、『一般会計』と区別して経理する会計です。当町では、『国民健康保険事業特別会計』、『介護保険事業特別会計』、『後期高齢者医療特別会計』、『農業集落排水事業特別会計』の4つの特別会計があります。
- ★公営企業会計・・・ 『一般会計』とは区別される、民間企業と同様な独立採算制をとっている事業会計のことで、当町では『水道事業会計』、『下水道事業会計』の2つの公営企業会計があります。

(2) 決算収支

第1表 普通会計決算総括表

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度			令和2年度	
	金額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	金額 (a)	増減額 R1年度比
1 歳入総額	13,336,980	△ 2,306,943	△ 14.7	15,643,923	4,528,193
2 歳出総額	12,281,602	△ 2,549,183	△ 17.2	14,830,785	4,322,329
3 形式収支 (1-2)	1,055,378	242,240	29.8	813,138	205,864
4 翌年度に繰り越すべき財源	81,324	△ 43,389	△ 34.8	124,713	△ 32,220
5 実質収支 (3-4)	974,054	285,629	41.5	688,425	238,084
6 単年度収支	285,629	47,545	20.0	238,084	154,714
7 積立金	156,585	156,234	44,511.1	351	△ 261
8 繰上償還金	0	0	0.0	0	0
9 積立金取崩額	0	△ 492,592	△ 100.0	492,592	482,374
10 実質単年度収支 (6+7+8-9)	442,214	696,371	△ 274.0	△ 254,157	△ 327,921

第2表 決算収支の推移

(単位：千円、%)

年度	歳 入		歳 出		実 質 収 支		単年度 収 支	実質単年度 収 支
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率		
令和3年度	13,336,980	△ 14.7	12,281,602	△ 17.2	974,054	41.5	285,629	442,214
令和2年度	15,643,923	40.7	14,830,785	41.1	688,425	52.9	238,084	△ 254,157
令和元年度	11,115,730	4.6	10,508,456	3.3	450,341	22.7	83,370	73,764
平成30年度	10,629,143	△ 21.0	10,169,362	△ 22.2	366,971	1.7	6,255	△ 102,085
平成29年度	13,448,519	19.0	13,075,308	20.4	360,716	28.1	79,141	1,686,601

地方税収入は減少しましたが、普通交付税および臨時財政対策債発行可能額の増加等により財源が確保でき、基金の取崩しが抑えられたことで、『実質単年度収支』は前年比増となりました。

ことばの意味

- ★実質収支・・・ 「形式収支」から「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたもの。
ここが赤字になると、いわゆる『赤字団体』とされます。
- ★単年度収支・・・ 「当年度の実質収支」から「前年度の実質収支」を差し引いたもの。
前年度から引き継がれた収入・支出を除き、当該年度だけの収支を明らかにします。
- ★実質単年度収支・・・ 単年度収支の中からさらに、財政調整基金への積立や取崩しなどの増減を計算したもの。

2 歳入の状況

第3表 歳入決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度				令和2年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 地方税	5,787,289	43.4	△ 26,110	△ 0.4	5,813,399	37.2
2 地方譲与税	145,873	1.1	2,359	1.6	143,514	0.9
3 利子割交付金	2,507	0.0	△ 924	△ 26.9	3,431	0.0
4 配当割交付金	25,833	0.2	9,690	60.0	16,143	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	29,879	0.2	11,317	61.0	18,562	0.1
6 法人事業税交付金	144,070	1.1	3,233	2.3	140,837	0.9
7 地方消費税交付金	794,395	6.0	64,288	8.8	730,107	4.7
(1) 地方消費税	377,370	2.8	14,465	4.0	362,905	2.3
(2) 社会保障財源化分	417,025	3.1	49,823	13.6	367,202	2.3
8 環境性能割交付金	15,249	0.1	1,402	10.1	13,847	0.1
9 地方特例交付金	73,823	0.6	29,333	65.9	44,490	0.3
10 地方交付税	523,216	3.9	338,516	183.3	184,700	1.2
(1) 普通交付税	422,885	3.2	316,518	297.6	106,367	0.7
(2) 特別交付税	100,331	0.8	21,998	28.1	78,333	0.5
11 交通安全対策特別交付金	4,040	0.0	△ 284	△ 6.6	4,324	0.0
小 計 (一 般 財 源)	7,546,174	56.6	432,816	6.1	7,113,358	45.5
12 分担金及び負担金	66,296	0.5	2,470	3.9	63,826	0.4
13 使用料及び手数料	55,575	0.4	△ 468	△ 0.8	56,043	0.4
14 国庫支出金	2,536,612	19.0	△ 2,639,495	△ 51.0	5,176,107	33.1
15 県支出金	854,813	6.4	△ 121,244	△ 12.4	976,057	6.2
16 財産収入	12,030	0.1	5,471	83.4	6,559	0.0
17 寄付金	41,282	0.3	26,996	189.0	14,286	0.1
18 繰入金	184,375	1.4	△ 445,366	△ 70.7	629,741	4.0
19 繰越金	813,138	6.1	205,865	33.9	607,273	3.9
20 諸収入	95,535	0.7	31,133	48.3	64,402	0.4
21 地方債	1,131,150	8.5	194,879	20.8	936,271	6.0
小 計 (特 定 財 源)	5,790,806	43.4	△ 2,739,759	△ 32.1	8,530,565	54.5
歳 入 合 計	13,336,980	100.0	△ 2,306,943	△ 14.7	15,643,923	100.0
自主財源(1+13+14+17~21)	7,055,520	52.9	△ 200,009	△ 2.8	7,255,529	46.4
依存財源(2~12+15+16+22)	6,281,460	47.1	△ 2,042,646	△ 24.4	8,388,394	53.6

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『普通交付税』において、臨時経済対策費の創設による追加交付があり、前年比3億1,651万円の増額となりました。また、臨時財政対策債発行可能額が増加したことにより『地方債』借入も増えています。

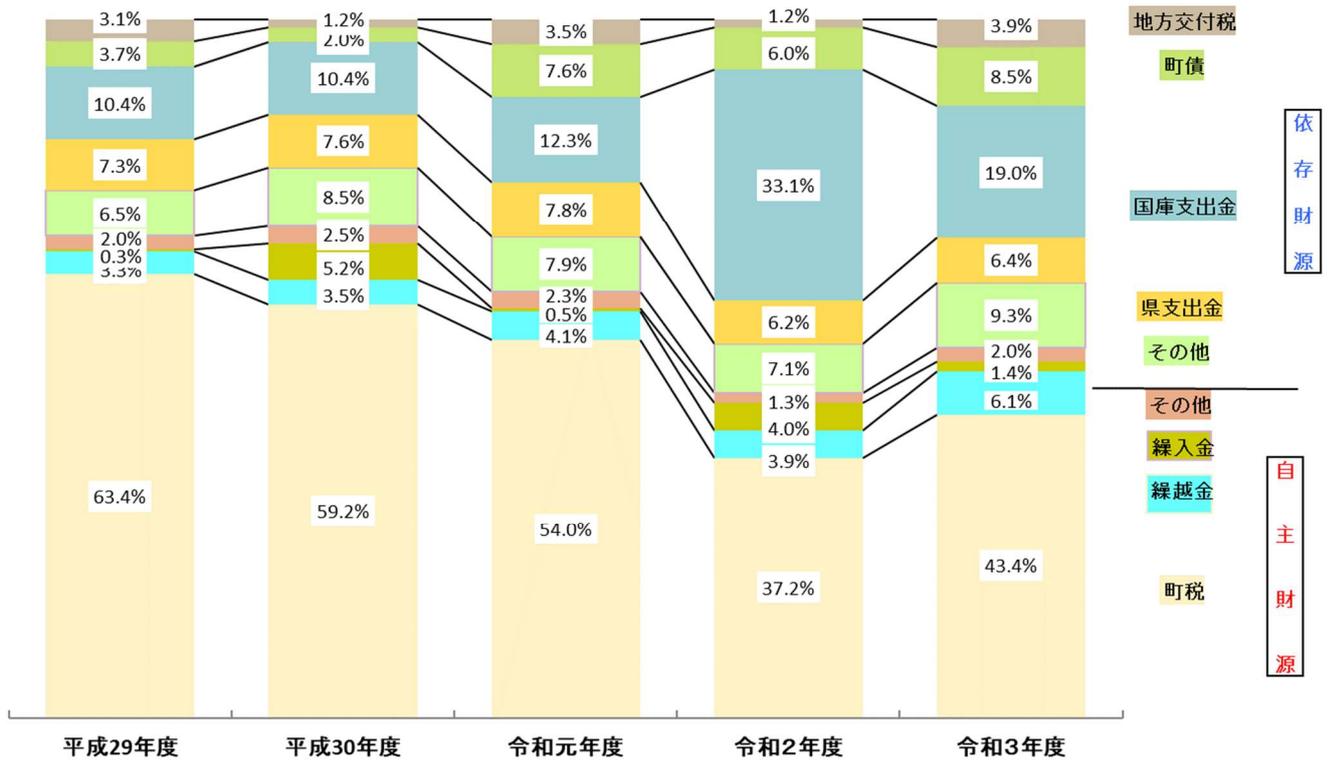
特別定額給付金事業は令和2年度のみの実施であったため、『国庫支出金』が大幅に減少し、依存財源の割合も大きく減少しました。

町税はコロナ禍による所得の減少等が影響し、『地方税』全体として減少しております。

ことばの意味

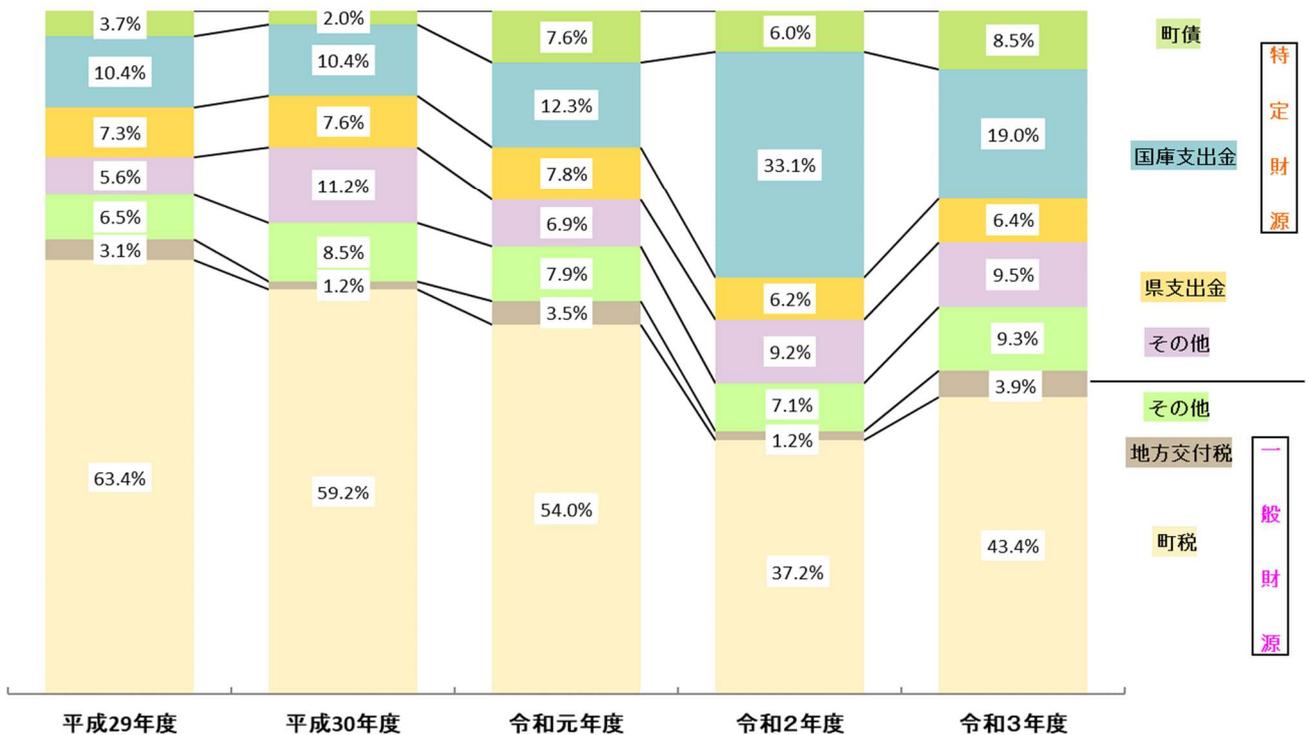
- ★地方譲与税・・・国税の一部から町に譲与されるお金。道路の延長や面積を基準に交付される地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。
- ★〇〇〇交付金・・・皆さんが納めている国税（消費税や所得税など）や県税（自動車取得税）から、町に配分されてくる税金。
- ★地方交付税・・・全国の市町村で同じ行政サービスが受けられるように、国から配分されるお金。普通交付税と特別交付税の２種類があります。
- ★国庫／県支出金・・・特定の事業実施のため、その使い道が指定されて、国や県から渡されるお金。
- ★財産収入・・・町有地の払下げによる収入や基金（貯金）の利子収入。
- ★繰入金・・・積み立てていた基金（貯金）を取り崩して、予算に繰り入れるお金。
- ★繰越金・・・前年度決算により繰り越したお金。
- ★地方債・・・町が事業を行う場合に、その不足資金を調達するために、長期間、銀行などから借り入れるお金。借金（ローン）のこと。
- ★特定財源・・・その使い道が決められている財源。
- ★一般財源・・・どのような経費にも使える財源。
- ★依存財源・・・国や県の基準等により交付される財源。
- ★自主財源・・・町が自主的に調達できる財源。

第2図 歳入構成の推移(その1)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第3図 歳入構成の推移(その2)



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

第4表 町税の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度				令和2年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
一 普通税	5,589,077	96.6	△ 13,799	△ 0.2	5,602,876	96.4
(1) 市町村民税	2,065,700	35.7	△ 82,593	△ 3.8	2,148,293	37.0
(7) 個人分	1,743,154	30.1	△ 48,713	△ 2.7	1,791,867	30.8
(4) 法人分	322,546	5.6	△ 33,880	△ 9.5	356,426	6.1
(2) 固定資産税	3,136,878	54.2	47,373	1.5	3,089,505	53.1
(7) 純固定資産税	3,133,221	54.1	47,373	1.5	3,085,848	53.1
① 土地	971,152	16.8	△ 21,800	△ 2.2	992,952	17.1
② 家屋	1,105,464	19.1	△ 8,729	△ 0.8	1,114,193	19.2
③ 償却資産	1,056,605	18.3	77,902	8.0	978,703	16.8
(4) 交付金	3,657	0.1	0	0.0	3,657	0.1
(3) 軽自動車税	104,601	1.8	2,796	2.7	101,805	1.8
(4) 市町村たばこ税	281,898	4.9	18,625	7.1	263,273	4.5
二 目的税	198,212	3.4	△ 12,311	△ 5.8	210,523	3.6
(1) 都市計画税	198,212	3.4	△ 12,311	△ 5.8	210,523	3.6
合 計	5,787,289	100.0	△ 26,110	△ 0.4	5,813,399	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町税収入の総額としては、前年度と比較して減額となっています。

特に、『市町村民税』が前年度から大きく減額となっており、コロナ渦により令和2年中の所得に影響が出ていると考えられます。

『固定資産税』は、令和3年度が3年に一度の評価替えの年となり、「土地」は評価額の下落、「家屋」は経年減点補正率が反映されたことが影響し、減収となっています。一方、「償却資産」分については企業の新たな設備投資があったこと等により増収となっています。

『都市計画税』は、都市計画事業等に要する費用に充てるため、都市計画区域として指定されている市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し課することができる目的税です。令和3年度収入の使いみちについては、下記に掲載しています。

『軽自動車税』については、登録台数の増により前年度比増額となりました。

『市町村たばこ税』については、令和3年10月から税額が増加したことにより前年比増額となりました。

【令和3年度 都市計画税収入とその使いみち】

◆都市計画税収入

1億9,821万1,672円（現年課税分：1億9,530万984円、滞納繰越分：291万688円）

◆都市計画税の使いみち

◇公共下水道整備事業 101万3,264円

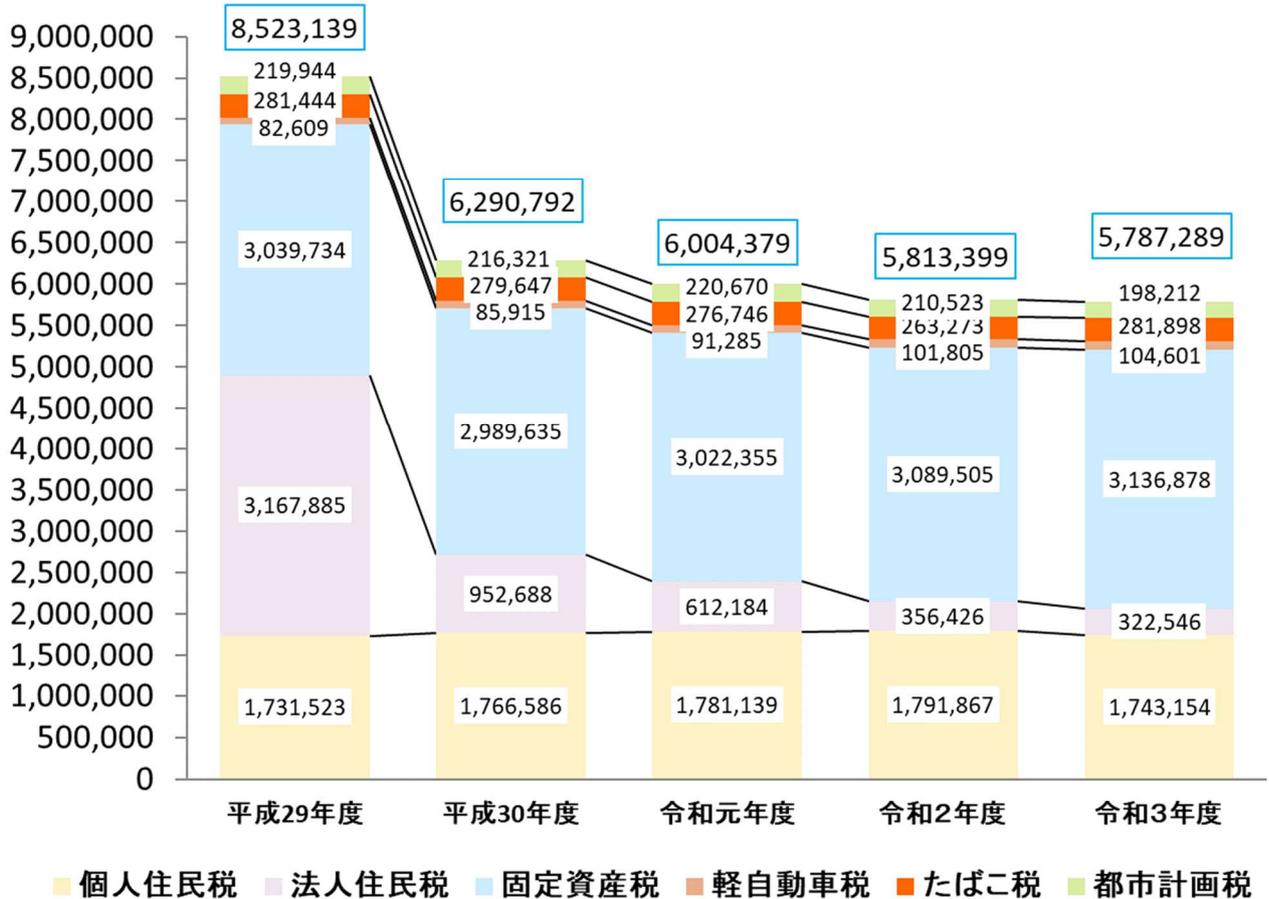
※都市計画法第59条の認可を受けた都市計画事業（武名瀬川排水区整備等）

◇公共下水道事業特別会計 起債償還 1億9,719万8,408円

※過去に実施した都市計画事業（下水道整備事業（汚水・雨水））の借金の返済

第4図 町税収入の推移

(単位：千円)



※ 端数処理の関係で、合計が合わないことがあります。

『法人住民税』については、平成29年度に大幅に増額となり、その後、減少が続いています。主に町内大企業からの税収によるもので、経済状況の影響を受けやすく、法人住民税全体の増減に影響があることが、当町の特徴と言えます。

『固定資産税』について、企業による設備投資があったため、前年度より増収する結果となりました。町税収入全体に占める割合は非常に大きく、一定額の収入が見込めることから、当町における町税収入の根幹となっています。

『都市計画税』については、令和元年度までの税率は0.2%でしたが、令和2年度から税率を段階的に引き下げ、令和2年度は0.19%、令和3年度は0.18%としたため、減収となりました。

『軽自動車税』については、登録台数の増により前年度比増額となりました。

『たばこ税』は、令和3年10月から税額が増加したことにより前年比増額となりました。

3 歳出の状況

(1) 目的別歳出

歳出を分類する場合、「目的別」・「性質別」の2種類で分類することが出来ます。「目的別」では行政目的（仕事の内容）で分類するので、町の仕事のどの分野に重点的にお金がかけられているかが分かります。

第5表 目的別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度				令和2年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 議会費	103,621	0.8	660	0.6	102,961	0.7
2 総務費	1,669,852	13.6	△ 2,689,782	△ 61.7	4,359,634	29.4
3 民生費	4,823,279	39.3	548,252	12.8	4,275,027	28.8
4 衛生費	857,805	7.0	149,895	21.2	707,910	4.8
5 労働費	100	0.0	100	皆増	0	0.0
6 農林水産業費	481,858	3.9	△ 113,629	△ 19.1	595,487	4.0
7 商工費	257,588	2.1	80,778	45.7	176,810	1.2
8 土木費	1,489,782	12.1	△ 70,520	△ 4.5	1,560,302	10.5
9 消防費	556,470	4.5	△ 67,943	△ 10.9	624,413	4.2
10 教育費	1,147,092	9.3	△ 408,003	△ 26.2	1,555,095	10.5
11 災害復旧費	0	0.0	△ 42,709	△ 100.0	42,709	0.3
12 公債費	894,155	7.3	63,718	7.7	830,437	5.6
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	12,281,602	100.0	△ 2,549,183	△ 17.2	14,830,785	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』が前年度から大きく減額となりました。前年度に実施した、特別定額給付金事業【+3,121,900千円】の終了が要因となります。『民生費』については、新型コロナウイルス感染症対策として子育て世帯への臨時特別支援事業【+483,200千円】を実施しました。

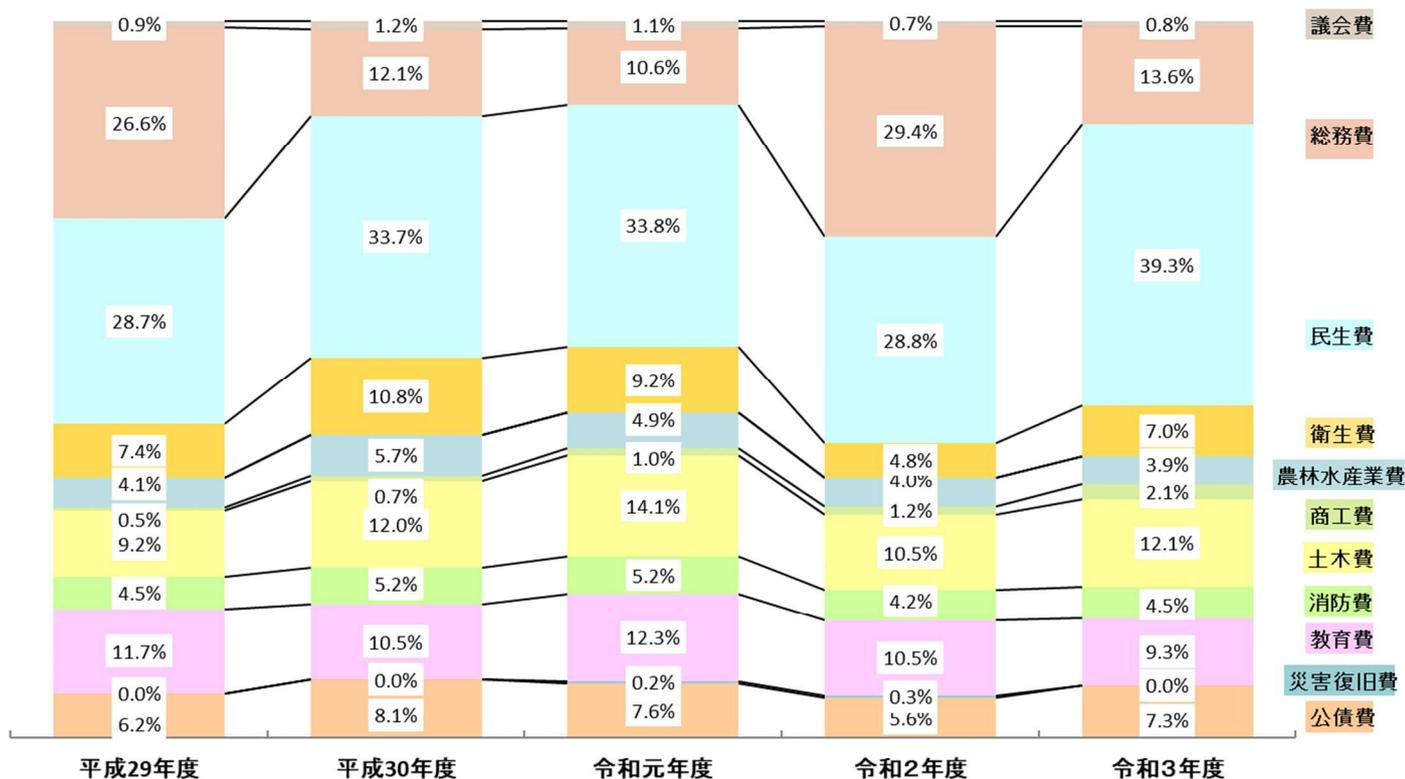
『衛生費』について、新型コロナウイルスワクチン接種事業【+192,970千円】により増額となりました。

『商工費』については、プレミアム商品券事業【+12,226千円】、企業等設備導入奨励金交付事業【+90,020千円】により増額しています。

『教育費』は、令和2年度実施の体育センター改修事業【△335,551千円】、タブレット型端末整備事業【△92,620千円】の終了により、減額となっています。

構成比の割合では、『民生費』・『総務費』・『土木費』・『教育費』の順になります。新型コロナウイルス感染症対策の経費は、今後においても感染状況によって継続的な支出が見込まれます。さらに、令和4年2月に発生したクリーンパーク茂原の火災事故に係る経費負担による『衛生費』の増加のほか、社会保障に対する経費が年々増加傾向にあるため、『民生費』も増加していく見込みとなります。『教育費』については、今後予定している（仮称）生涯学習・子育て支援複合施設の建設に伴い、歳出が増加する見込みです。

第5図 目的別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★議会費・・・議員報酬等の議会運営に要する費用。
- ★総務費・・・税金徴収や戸籍事務、まちづくり等のために要する費用。
- ★民生費・・・保育所の運営等の子育て支援や高齢者・障がい者の生活支援等に要する費用。
- ★衛生費・・・健康診査や予防接種、ゴミ収集等に要する費用。
- ★農林水産業費・・・農業振興のために要する費用。
- ★商工費・・・上三川町商工会への補助など、中小企業の振興のために要する費用。
- ★土木費・・・道路や橋、公園等の管理および整備に要する費用。
- ★消防費・・・石橋地区消防組合への負担金や町消防団の運営等に要する費用。
- ★教育費・・・学校教育、スポーツ・文化振興等に要する費用。
- ★災害復旧費・・・地震や台風等の自然災害の対応に要する費用。
- ★公債費・・・地方債（借金）返済のための費用。

(2) 性質別歳出

「性質別」では人件費や物件費といった経済的性質に分類することで、財政の健全度等を把握することが出来ます。

「義務的経費」とは、支出することが制度的に義務づけられていて、削減のしにくい経費のことです。この割合が大きくなっていくと財政運営が硬直化傾向にあるとされます。

また、「投資的経費」とは、道路や建物など形として残るものに使われる経費のことです。一方、支出の効果が短期間で終わり、形として残らないものに使われる経費が「消費的経費」です。

第6表 性質別歳出決算額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度				令和2年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 人件費	1,620,957	13.2	71,960	4.6	1,548,997	10.4
2 物件費	1,773,869	14.4	△ 11,317	△ 0.6	1,785,186	12.0
3 維持補修費	23,566	0.2	19	0.1	23,547	0.2
4 扶助費	3,212,996	26.2	642,862	25.0	2,570,134	17.3
5 補助費等	1,923,185	15.7	△ 2,911,160	△ 60.2	4,834,345	32.6
6 普通建設事業費	1,346,607	11.0	△ 530,550	△ 28.3	1,877,157	12.7
(1) 補助事業費	375,313	3.1	△ 284,881	△ 43.2	660,194	4.5
(2) 単独事業費	971,294	7.9	△ 245,669	△ 20.2	1,216,963	8.2
7 災害復旧事業費	0	0.0	△ 42,709	△ 100.0	42,709	0.3
8 公債費	894,155	7.3	63,718	7.7	830,437	5.6
9 積立金	380,482	3.1	224,467	143.9	156,015	1.1
10 投資及び出資金	27,579	0.2	△ 4,872	△ 15.0	32,451	0.2
11 繰出金	1,078,206	8.8	△ 51,601	△ 4.6	1,129,807	7.6
合 計	12,281,602	100.0	△ 2,549,183	△ 17.2	14,830,785	100.0
義務的経費(1+4+8)	5,728,108	46.6	778,540	15.7	4,949,568	33.4
任意的経費(2+3+5+6+7+9~11)	6,553,494	53.4	△ 3,327,723	△ 33.7	9,881,217	66.6
消費的経費(1~5)	8,554,573	69.7	△ 2,207,636	△ 20.5	10,762,209	72.6
投資的経費(6+7)	1,346,607	11.0	△ 573,259	△ 29.9	1,919,866	12.9
その他の経費(8~11)	2,380,422	19.4	231,712	10.8	2,148,710	14.5

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

構成比が最も大きいのは、『扶助費』となっています。

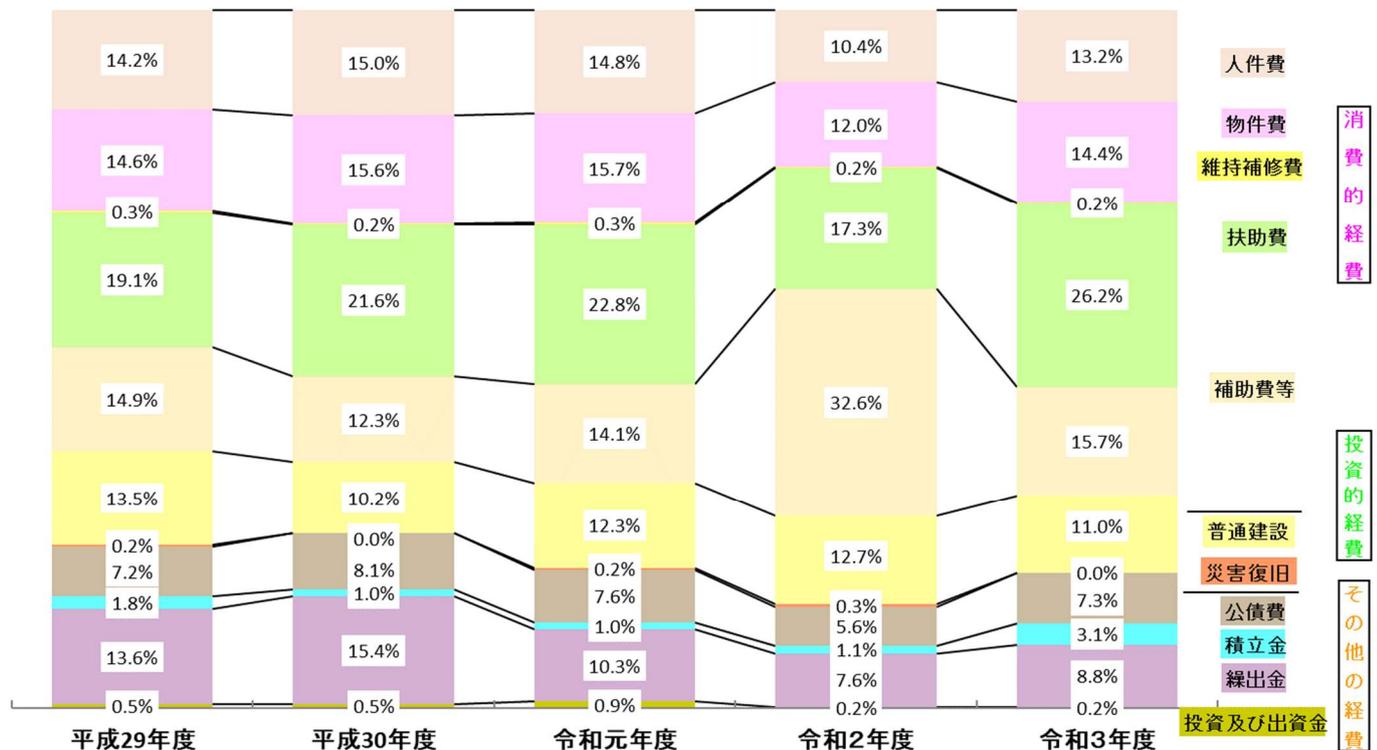
幼児教育・保育の無償化事業により、保育所や認定こども園等への給付費が増加傾向です。子育て支援や障がい福祉サービス等の需要は今後も増えていく見込みであり、この経費は今後も増加することが懸念されます。

『補助費等』については、令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付事業の終了に伴い、大幅に減額となっております。

『普通建設事業費』のうち『補助事業費』については、上三川幼稚園改築等の保育所等整備事業や小中学校でのタブレット型端末整備事業の終了、『単独事業費』については、体育センター改修事業の終了により、前年度比減額となっています。令和元年度の台風19号によって被害を受けた道路や橋りょうなどの復旧が完了し、『災害復旧事業費』が減額となりました。

『積立金』は、普通交付税交付額及び臨時財政対策債発行可能額が当初予算を上回ったことから、財政調整基金を積み立てたことにより、前年度から増額しています。

第6図 性質別歳出構成の推移



※ 端数処理の関係で、各年度の合計が100.0%にならないことがあります。

ことばの意味

- ★物件費・・・公共施設管理のための委託費や消耗品、光熱水費などの事務的な経費。
- ★維持補修費・・・公共施設や公用車等の維持修繕費用。
- ★扶助費・・・児童医療費の助成や高齢者・障がい者の生活支援等。
- ★補助費等・・・各種団体（消防・救急医療・葬祭場・自治会等）への負担金や活動支援等。
- ★普通建設事業費・・・道路や河川、学校などの整備・改修工事費用。
- ★積立金・・・基金への積立。
- ★繰出金・・・保険医療特別会計や農業集落排水事業特別会計への支出。
- ★投資及び出資金・・・水道事業会計や下水道事業会計への支出等。

第7表 普通建設事業費目的別内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度				令和2年度		
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比	
1	議会費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2	総務費	314,223	23.3	242,821	340.1	71,402	3.8
3	民生費	13,318	1.0	△ 172,998	△ 92.9	186,316	9.9
4	衛生費	548	0.0	△ 2,434	△ 81.6	2,982	0.2
5	労働費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	農林水産業費	45,104	3.3	△ 106,700	△ 70.3	151,804	8.1
7	商工費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	土木費	761,248	56.5	△ 53,149	△ 6.5	814,397	43.4
	(1) 道路橋梁費	452,411	33.6	△ 43,412	△ 8.8	495,823	26.4
	(2) 都市計画費	197,411	14.7	23,563	13.6	173,848	9.3
	(3) 住宅費	1,125	0.1	△ 32,292	△ 96.6	33,417	1.8
	(4) その他	110,301	8.2	△ 1,008	△ 0.9	111,309	5.9
9	消防費	1,709	0.1	△ 73,841	△ 97.7	75,550	4.0
10	教育費	210,457	15.6	△ 364,249	△ 63.4	574,706	30.6
	(1) 小学校費	50,774	3.8	30,704	153.0	20,070	1.1
	(2) 中学校費	8,549	0.6	△ 44,088	△ 83.8	52,637	2.8
	(3) その他	151,134	11.2	△ 350,865	△ 69.9	501,999	26.7
11	諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		1,346,607	100.0	△ 530,550	△ 28.3	1,877,157	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『総務費』は前年度から増額となっているのは、役場庁舎の長寿命化工事を実施しているためです。令和4年以降も継続して、庁舎の長寿命化を図っていきます。

『民生費』については、令和2年度に上三川幼児園の改築などの保育所等整備事業が完了したため、前年度より減額となっております。

『土木費』については、令和2年度に町道1-12号線の道路整備事業が完了したことなどにより、前年度より減額となりました。また、「住宅費」は町営住宅維持管理事業が完了したことで減額となりました。

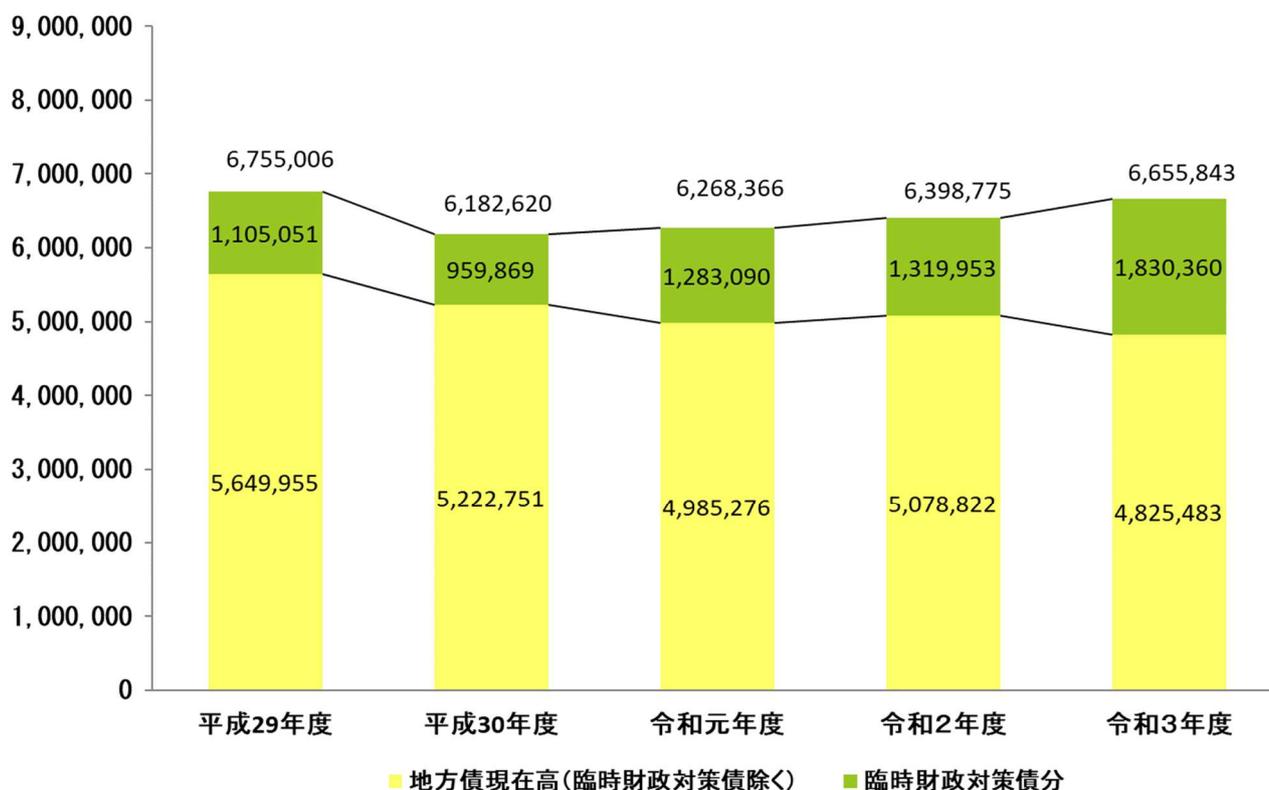
『消防費』は、令和2年度には消防団詰所、消防ポンプ車の更新があり、前年度より減額しています。

『教育費』のうち「その他」は、令和4年度開催のいちご一会とちぎ国体に向けた体育センター改修工事が令和2年10月に完了したことにより前年度より大幅に減額しております。また、「小学校費」については、明治小学校の屋内運動場屋根改修工事により増額となっております。

4 地方債（借金）の状況

第7図 地方債現在高の推移

(単位：千円)



『地方債現在高』は、大幅に増加となった臨時財政対策債発行可能額まで、臨時財政対策債を【705,450千円】発行したことにより増加しました。

ただし、新規の地方債発行を元金償還額以下としたことで、臨時財政対策債を除いた『地方債現在高』は前年比減となりました。

今後においては、(仮称)生涯学習・子育て支援複合施設や公共施設の改修等の建設事業を予定していることから、その財源として地方債の発行額も増加していく見込みです。

地方債現在高を町民1人当たりには換算すると、213,994円となります。(令和4年3月31日現在人口31,103人)

ことばの意味

★臨時財政対策債・・・ 地方債は、原則として道路整備や学校整備等の建設事業のために発行されるものですが、臨時財政対策債は地方一般財源の不足に対処するため、建設事業以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債です。地方公共団体の実際の借入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額【20ページ参照】に算入することとされています。

第8表 地方債現在高の状況（目的別）

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度				令和2年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 公共事業等債	306,867	4.6	42,843	16.2	264,024	4.1
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	86,020	1.3	65,220	313.6	20,800	0.3
3 公営住宅建設事業債	422	0.0	△ 1,290	△ 75.4	1,712	0.0
4 災害復旧事業債	10,270	0.2	△ 4,690	△ 31.4	14,960	0.2
5 (旧)緊急防災・減災事業債	24,997	0.4	△ 33,971	△ 57.6	58,968	0.9
6 全国防災事業債	99,435	1.5	△ 43,049	△ 30.2	142,484	2.2
7 学校教育施設等整備事業債	922,844	13.9	△ 130,592	△ 12.4	1,053,436	16.5
8 一般廃棄物処理事業債	49,795	0.7	△ 3,906	△ 7.3	53,701	0.8
9 一般補助施設整備等事業債	169,075	2.5	△ 80,732	△ 32.3	249,807	3.9
10 一般単独事業債	2,731,710	41.0	△ 11,400	△ 0.4	2,743,110	42.9
11 財源対策債	279,147	4.2	△ 22,065	△ 7.3	301,212	4.7
12 減収補填債	42,390	0.6	△ 4,710	△ 10.0	47,100	0.7
13 臨時財政特例債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14 減税補填債	69,918	1.1	△ 22,476	△ 24.3	92,394	1.4
15 臨時税収補填債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
16 臨時財政対策債	1,830,360	27.5	510,407	38.7	1,319,953	20.6
17 県貸付金	32,593	0.5	△ 2,521	0.0	35,114	0.5
合 計	6,655,843	100.0	257,068	4.0	6,398,775	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

町道整備や公園施設整備等のための『公共事業等債』、河川護岸整備等のための『防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債』等を借り入れるなど、建設事業に充てるための町債を発行しました。

また、令和2年度に引き続き『臨時財政対策債』を発行しました。

全体としては、新規借入額が償還完了額を上回っており、現在高は増加しています。

第9表 地方債現在高の状況（借入先別）

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度				令和2年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 政府資金	2,639,707	39.7	326,797	14.1	2,312,910	36.1
(1) 財政融資資金	2,514,231	37.8	360,690	16.7	2,153,541	33.7
うち旧資金運用部資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(2) 旧郵政公社資金	125,476	1.9	△ 33,893	△ 21.3	159,369	2.5
うち旧郵便貯金資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
うち旧簡易生命保険資金	125,476	1.9	△ 33,893	△ 21.3	159,369	2.5
2 地方公共団体金融機構資金	1,115,797	16.8	80,824	7.8	1,034,973	16.2
3 市中銀行	2,148,874	32.3	△ 201,496	△ 8.6	2,350,370	36.7
4 その他の金融機関	684,922	10.3	61,964	9.9	622,958	9.7
5 共済等	33,950	0.5	△ 8,500	△ 20.0	42,450	0.7
6 その他	32,593	0.5	△ 2,521	△ 7.2	35,114	0.5
合 計	6,655,843	100.0	257,068	4.0	6,398,775	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

『財政融資資金』、『地方公共団体金融機構資金』、『その他の金融機関（民間の銀行）』から、それぞれ新たに借りました。

5 債務負担行為の状況

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。予算の内容の一部として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。

第10表 債務負担行為の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度			令和2年度	
	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)	増減率	次年度以降 支出予定額 (a)	増減額 (a-b)
利子補給等に係るもの	7,710	△ 10,145	△ 56.8	17,855	3,564
農林水産関係に係るもの	3,492	△ 9,278	△ 72.7	12,770	△ 36
商工関係に係るもの	4,218	△ 867	0.0	5,085	3,600
住宅関係に係るもの	0	0	0.0	0	0
その他に係るもの	2,849,870	1,140,364	66.7	1,709,506	293,416
合 計	2,857,580	1,130,219	65.4	1,727,361	296,980

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

「その他に係るもの」には、上三川いきいきプラザや図書館、各コミュニティセンターなど町施設の指定管理契約や、給食センター調理業務など、複数年度契約となるものの支出予定額が計上されています。契約満了の前年度には、新たな契約期間の支出予定額が加算されることとなります。

ことばの意味

★利子補給・・・ 特定の融資を行った金融機関に対して、借入者の利子負担を軽減するため、その利子の一部に相当する金額を給付すること。当町では農業の発展のため、農業経営基盤の安定や農業者育成に係る資金の借入に対して、この制度を設けています。

6 積立金（貯金）の状況

第11表 積立基金現在高の状況

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度				令和2年度	
	決算額 (a)	構成比	増減額 (a-b)	増減率	決算額 (a)	構成比
1 財政調整基金	2,615,100	52.5	156,586	6.4	2,458,514	51.7
2 減債基金	1,356,473	27.2	93,621	7.4	1,262,852	26.5
3 その他の特定目的基金	1,008,340	20.2	△ 27,030	△ 2.6	1,035,370	21.8
合 計	4,979,913	100.0	223,177	4.7	4,756,736	100.0

※ 端数処理の関係で、表内の計が合わないことがあります。

令和3年度においては、基金への積立てが取崩しを上回り、現在高が増加しました。

『財政調整基金』について、令和3年度は普通交付税交付額及び臨時財政対策債発行可能額が当初予算を上回ったことから、積立て【156,586千円】を行いました。

『減債基金（町債管理基金）』は、起債償還に1億円の取崩しを行いました。普通交付税の臨時財政対策債償還基金分を積立て【193,621千円】しました。

『その他の特定目的基金』では、町社会福祉協議会事業費補助のために「社会福祉基金」【9,727千円】を、学校設備の維持改修事業のために「義務教育施設整備基金」【19,866千円】を、それぞれ取崩しました。また、新型コロナウイルス感染症対策の財源にするため、令和2年度に設置した「新型コロナウイルス感染症対応基金」を【30,000千円】取崩し、プレミアム商品券事業を実施しました。

基金現在高を町民1人当たり換算すると、160,110円となります。

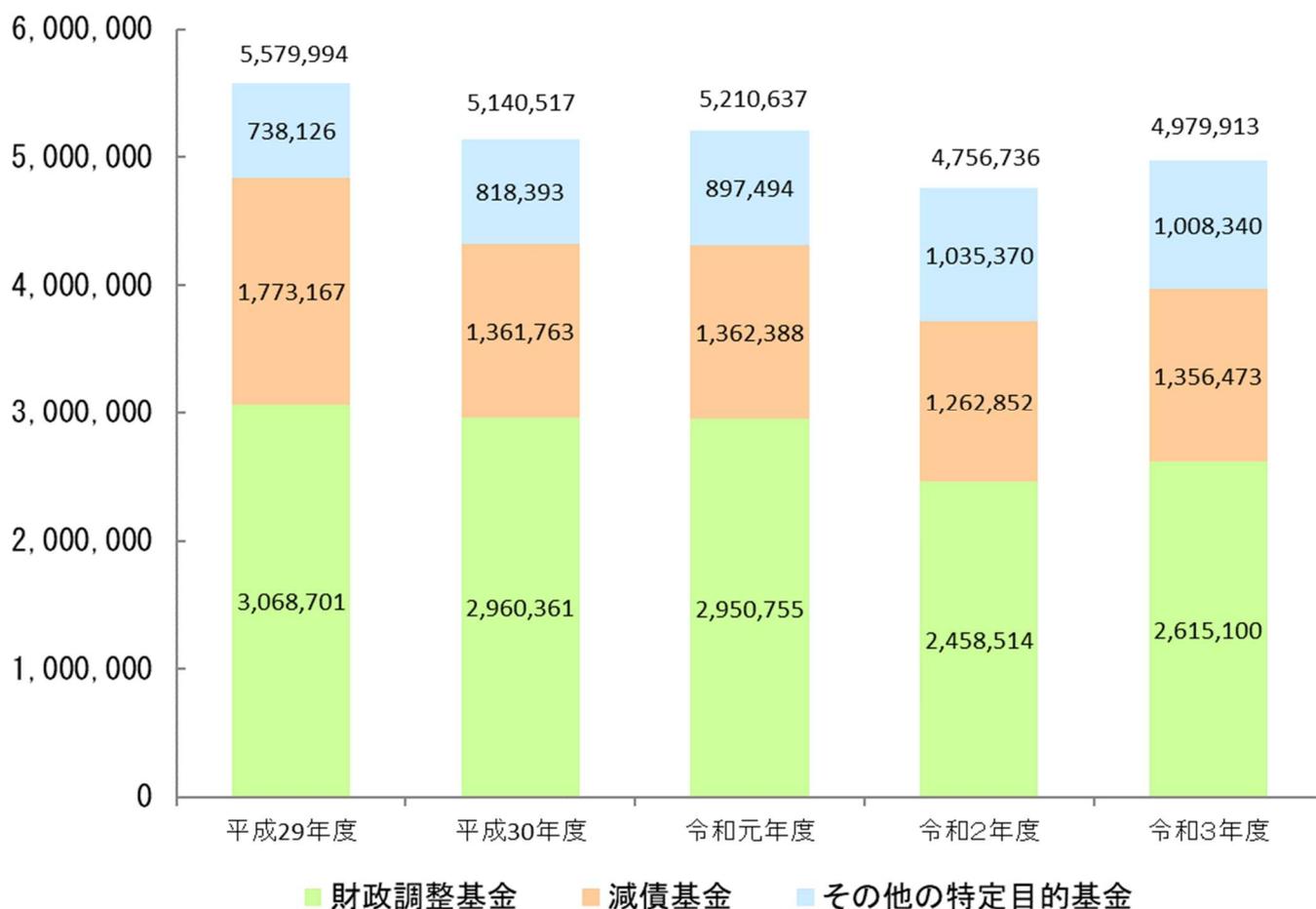
〔令和4年3月31日現在人口31,103人〕

ことばの意味

- ★財政調整基金・・・ 計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のあるときに積み立てておく貯金のことです。
- ★減債基金・・・ 公債費の償還を計画的に行う目的で積み立て、将来にわたり健全な財政運営を維持するための基金で、当町では町債管理基金という名称です。
- ★その他の特定目的基金・・・ 当町において該当するものは、町営住宅施設整備基金、義務教育施設整備基金、社会福祉基金、生涯学習センター整備基金、公共施設等総合管理基金、森林環境譲与税基金及び新型コロナウイルス感染症対応基金の計7つがあります（※令和3年度末現在）。

第8図 積立金現在高の推移

(単位：千円)



『財政調整基金』は、後年度の臨時的事業の実施に備えるために、単年度の（平均的な）町税収入の1割（約7億円）以上を確保することに努めています。令和3年度は、普通交付税の交付額及び臨時財政対策債発行可能額が増加したことにより積立てを行い、残高が増加しました。

『減債基金（町債管理基金）』については、普通交付税の再算定により、臨時財政対策債償還基金費が創設されたことに伴い、令和3年度の臨時財政対策債の償還に充てるための積立てを行いました。

『その他の特定目的基金』では、令和2年度に新たに設置した「新型コロナウイルス感染症対応基金」から、プレミアム商品券事業の実施のために取崩しを行ったことが要因となり、残高が減少しました。

予算上の歳入不足分は、『財政調整基金』や『減債基金（町債管理基金）』を取り崩すことで補填しているため、町税収入の増減が基金の総現在高に大きく関与しています。

7 主な財政指標

(1) 標準財政規模

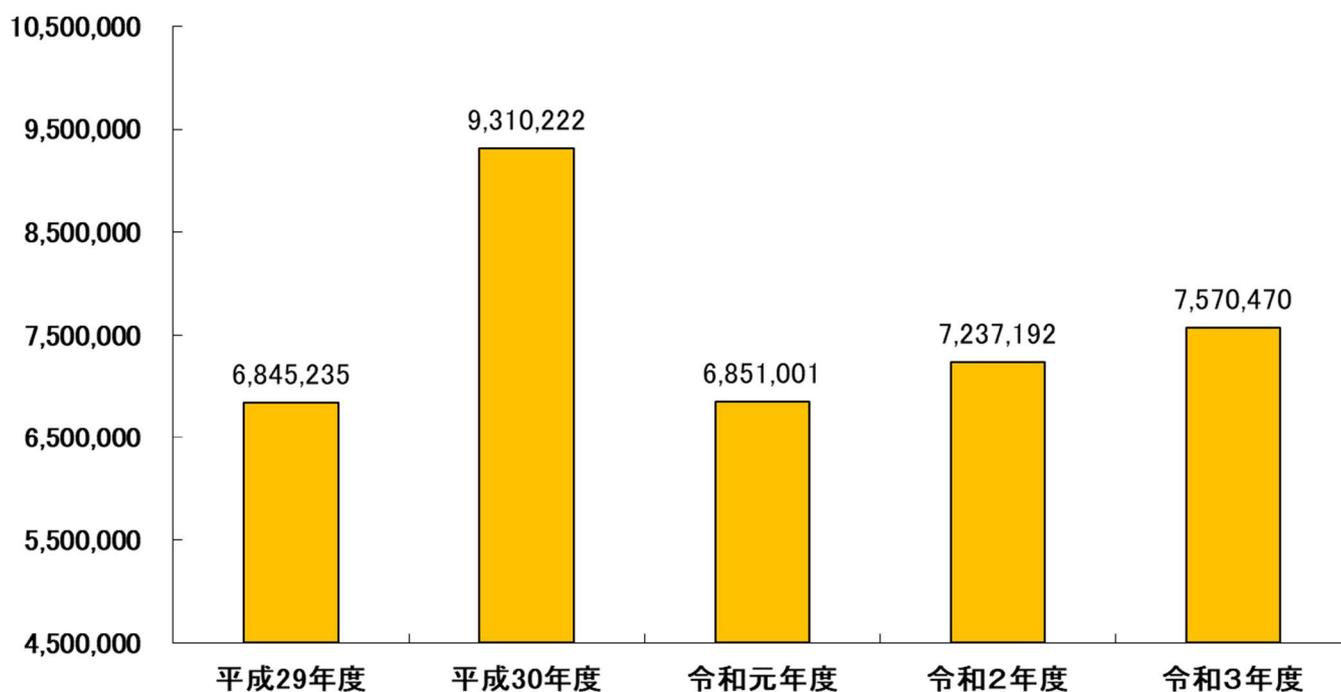
普通交付税を算定する上で算出されるその町の標準的な一般財源の収入見込額のことです。財政を分析する際などに、その町の財政能力とみなされています。

地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれているため、単純に比較するのが難しい状況です。そのため特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源の額で比較することが適当とされています。

当町では例年、70億円前後の数値で推移していますが、平成30年度においては、前年度である平成29年度の町税収入が大きく増額となったため、標準財政規模も例年と比較して非常に大きな数値となっています。令和3年度については、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額が増加したことにより、前年度より標準財政規模が大きくなっています。

第9図 標準財政規模の推移

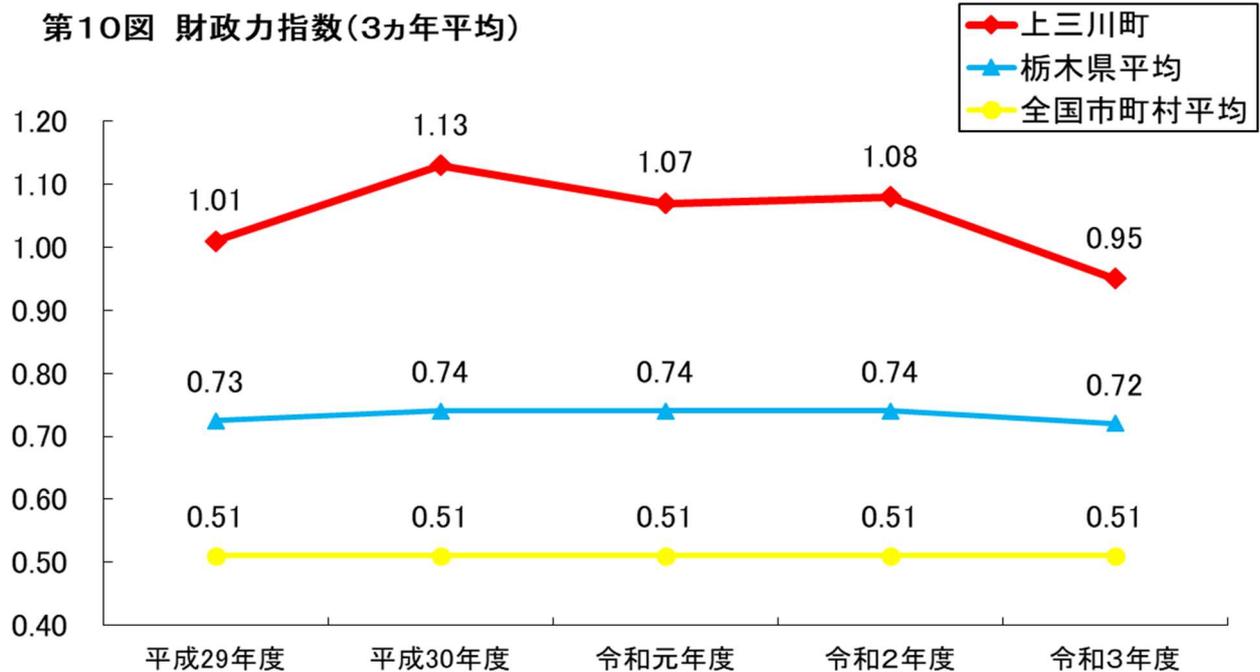
(単位:千円)



(2) 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3カ年の平均値です。地方公共団体の財政力を示す指数として使われます。なお、単年度での財政力指数が『1.0』を超える場合、普通交付税の不交付団体となります。

標準財政規模【19 ページ参照】と同様に、平成29年度の町税増収が財政力指数を押し上げ、財政力指数が『1.0』を超える状況が続いていました。令和3年度については、市町村民税の法人税割が大幅に減少したことにより、基準財政収入額が減少し、単年度の財政力指数も下がっています。



第12表 基準財政額の推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基準財政需要額	5,034,142	5,515,888	5,018,673	5,514,342	5,477,623
基準財政収入額	4,727,412	7,163,344	4,811,224	5,405,158	5,054,738
(3カ年平均) 財政力指数	1.006	1.133	1.065	1.079	0.954
(単年度) 財政力指数	0.939	1.299	0.959	0.980	0.923

ことばの意味

★基準財政需要額・・・各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準に算定された額となります。

★基準財政収入額・・・各地方団体の財政力を合理的に測定するために、地方交付税法の規定により算定した額とされています。具体的には、町の標準的な税収入から一定割合により算定された額となります。

(3) 経常収支比率

町が自由に使える町税などの経常一般財源収入のうち、人件費や扶助費、公債費など避けられない必要な経費が占める割合のことです。数値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示すとされ、数値が90%を超えると財政構造が硬直化しているとされています。

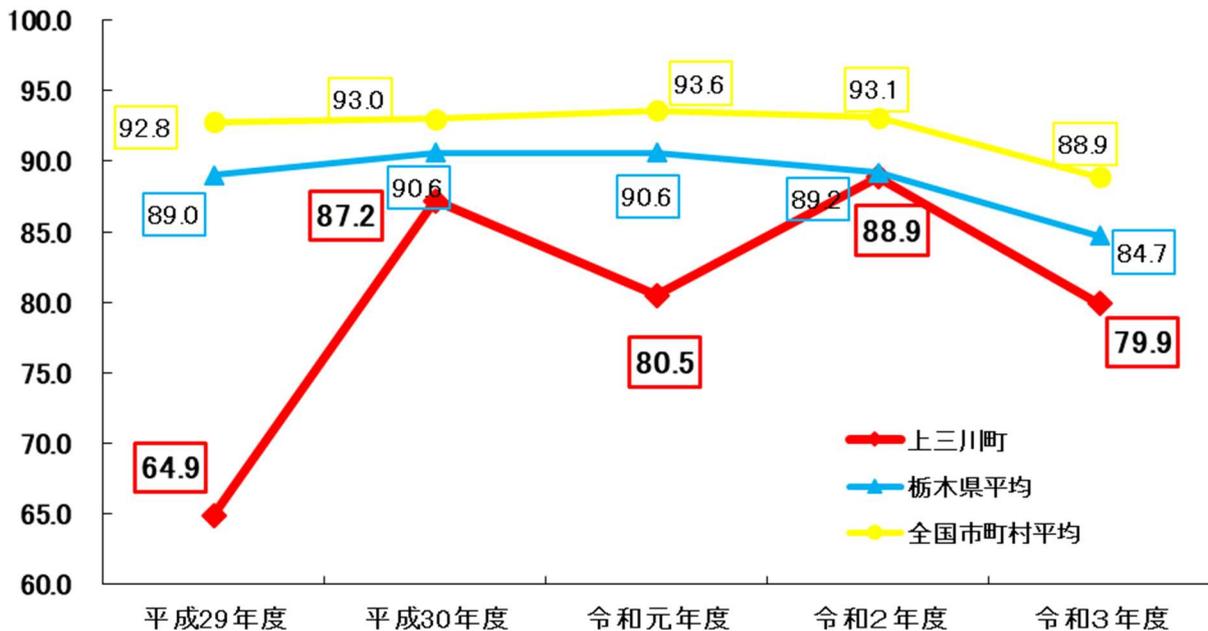
この5年で当町の経常収支比率は大きく変動していますが、歳出については増傾向ではあるものの、指数と連動した動きはありません。主に歳入において、経常一般財源収入である町税収入や普通交付税の交付状況によって、経常的な財源が大きく増減しており、これが指数に大きな影響を与えています。

平成29年度は、経常一般財源収入である町税収入増の影響を大きく受け、全体的に指数が引き下げられています。一方、平成30年度は、普通交付税が不交付となったこと等により、経常一般財源収入額が極めて低くなっているため、経常収支比率は高い数値となりました。令和2年度は、町税収入、普通交付税、臨時財政対策債が前年度に引き続き減少になり、経常収入が減少したため、指数が上昇しました。令和3年度は、普通交付税、臨時財政対策債が増加したことにより、経常収入が増加したため、経常収支比率は低い数値となりました。

歳出において増傾向であるとした点について、『扶助費分』は子育て支援や医療費の助成、障がい者自立支援対策といった社会保障施策にかかる費用支出が年々増加傾向にあり、今後も上昇していくことが予想されます。

第11図 経常収支比率の推移

(単位: %)



(単位: %)

区分/年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収支比率	64.9	87.2	80.5	88.9	79.9
人件費分	14.8	20.3	19.4	19.7	18.1
扶助費分	6.9	10.1	10.0	10.9	9.6
公債費分	8.5	11.7	10.8	11.7	11.2

(4) 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において定められている、『実質赤字比率』、『連結実質赤字比率』、『実質公債費比率』及び『将来負担比率』の4つの財政指標の総称です。これらの指標は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められています。

これらの4つの指標には、「早期健全化基準」、「財政再生基準」の2つの基準があり、この基準により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3段階に区分されます。

また、水道事業、病院事業など公営企業を営んでいる地方公共団体には、これらの指標のほかに『資金不足比率』があります。

第13表 健全化判断比率等

《健全化判断比率》

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヶ年平均)	将来負担比率
上三川町	—	—	5.9	—
早期健全化基準	13.87	18.87	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 「健全段階」に該当します。

《資金不足比率》

(単位：%)

	水道事業会計	下水道事業会計	農業集落排水事業 特別会計
上三川町	—	—	—
経営健全化基準	20.00		

※ 不足額が生じていないため、「健全段階」に該当します。

ことばの意味

- ★実質赤字比率・・・ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★連結実質赤字比率・・・ 全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- ★実質公債費比率・・・ 借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、一般会計等で賄う、資金繰りの程度を示すもの。
- ★将来負担比率・・・ 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
- ★資金不足比率・・・ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。